眞楽訪問看護ステーション

指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業運営規程

第１条（事業の目的）

合同会社眞楽（以下「開設者」という。）が設置する眞楽訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な訪問看護の提供を確保することを目的とする。

第２条（指定訪問看護の運営方針）

1　利用者が要介護状態となっても、可能な限り居宅において自立した生活を営めるよう配慮し、療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図る。
2　利用者の状態悪化の防止・軽減に資するよう療養上の目標を設定し計画的に行う。
3　利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。
4　市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療・福祉サービス提供者との連携に努める。
5　提供終了時には、利用者・家族への指導、主治医・ケアマネへの情報提供を行う。
6　大阪府条例第115号に定める基準を遵守する。

第３条（指定介護予防訪問看護の運営方針）

1　利用者が要支援状態となっても、可能な限り居宅において自立した生活を営めるよう配慮し、療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図る。
2　介護予防に資する目標を設定し、計画的に行う。
3　利用者の心身機能・環境状況を踏まえ、効率性・柔軟性を考慮しつつ、利用者の意思及び人格を尊重し、できることは利用者自身が行うことを基本とする。
4　市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他サービス事業者等との連携に努める。
5　提供終了時には、利用者・家族への指導、主治医・地域包括支援センターへの情報提供を行う。
6　大阪府条例第116号に定める基準を遵守する。

第４条（医療保険　精神科訪問看護の運営方針）

1　利用者が地域において安心して療養生活を継続できるよう、精神症状の安定化及び

再発予防・悪化防止に配慮し、心身の状態に応じた看護を提供する。

2　主治医の交付する精神科訪問看護指示書に基づき、利用者の症状及び生活状況を踏まえた目標を設定し、計画的にサービスを実施する。

3　利用者の意思及び人格を尊重し、不安や困難に寄り添いながら、自己決定を支える看護を行う。

4　精神科医療機関、地域包括支援センター、相談支援事業所、市町村、保健所、その他の保健医療・福祉サービス提供者等と連携し、地域での生活を支える体制の構築に努める。

5　サービス提供終了時には、利用者・家族への指導を行い、主治医及び関係機関へ必要な情報提供を行う。

6　精神科訪問看護に関する関係法令及び通知等を遵守する。

第５条（事業の運営）

指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕は、事業所の看護師等によってのみ行い、第三者への委託は行わない。

第６条（事業所の名称及び所在地）

（１）名称　眞楽訪問看護ステーション

（２）所在地　大阪府豊中市中桜塚2－27－8－３２２

第７条（従業者の職種・員数・職務）

（１）管理者　看護師１名

管理者は、主治医の指示に基づき適切な訪問看護が行われるよう管理を行う。

（２）看護職員　看護師2.5名以上

看護職員は、訪問看護計画に基づき訪問看護を提供する。

（３）事務職員　必要に応じて配置する。

第８条　（意思決定の手続き）

1　事業所の運営に関する重要事項（運営方針の変更、職員配置、サービス提供体制、苦情対応、その他必要な事項）は、管理者が最終的な決定権を有する。

2　重要事項の決定にあたっては、必要に応じて職員との協議を行い、利用者の安全確保及びサービスの質の向上の観点から適切に判断する。

3　意思決定の過程及び結果については、会議録その他の方法により記録し、適切に保管する。

4　意思決定にあたっては、関係法令及び行政機関の通知等を遵守する。

第９条（従業者の役割分担）

１　管理者は、事業所の運営を統括し、従業者の管理、サービス提供体制の整備、法令遵守の確保、苦情への対応、その他事業運営に関する重要事項を担う。

２　訪問看護師は、主治医の指示書に基づき訪問看護を実施し、利用者の状態観察、必要な看護の提供、記録の作成、関係機関との連携、緊急時の対応等を行う。

３　事務担当者は、利用者情報の管理、請求事務、記録の整理、その他事業運営に必要な事務業務を行い、サービス提供が円滑に行われるよう支援する。

４　従業者は、それぞれの職務に応じて適切に役割を分担し、相互に連携してサービスの質の向上に努める。

第１０条（営業日及び営業時間）

（１）営業日　月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）

（２）営業時間　午前９時から午後５時まで

（３）サービス提供時間　午前９時から午後５時まで

（４）電話等により２４時間連絡可能な体制とする。

第１１条（指定訪問看護の内容）

事業所は、利用者の心身機能の維持回復を目的として、次の事業を行う。

（１）訪問看護計画書の作成及び説明

（２）訪問看護計画に基づく訪問看護

（３）訪問看護報告書の作成

【サービス内容】

１　病状・障害の観察

２　清潔保持（清拭・洗髪等）

３　食事・排泄等の日常生活支援

４　褥瘡の予防・処置

５　リハビリテーション

６　ターミナルケア

７　認知症患者の看護

８　療養生活・介護方法の指導

９　カテーテル等の管理

10　医師の指示による医療処置

第１２条（利用料）

１　指定訪問看護の利用料は介護報酬告示上の額とする。

2　指定介護予防訪問看護の利用料も同様とする。
3　通常の実施地域外の交通費は実費とする。
4　利用料受領時には領収書を交付する。
5　利用開始前に利用料等を文書で説明し、同意書を取得する。
6　法定代理受領でない場合はサービス提供証明書を交付する。

第１３条（通常の事業の実施地域）
豊中市、大阪市内（それ以外の地域については応相談）

第１４条（衛生管理）
看護師等の清潔保持及び設備・備品の衛生管理に努める。

第１５条（緊急時の対応）
1　急変時には応急処置を行い、主治医へ連絡し指示を求める。
2　事故発生時には市町村・家族・ケアマネジャー等へ連絡し必要な措置を講じる。
3　賠償すべき事故が発生した場合は速やかに賠償を行う。
4　事故状況及び処置内容を記録する。

第１６条（苦情処理）
1　利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。
2　市町村の調査に協力し、指導・助言に従い改善を行う。
3　国保連の調査にも協力し、必要な改善を行う。

第１７条（個人情報の保護）
個人情報保護法及び厚労省ガイドラインに基づき適切に取り扱う。

第１８条（虐待防止）
1　虐待防止委員会の開催、指針整備、研修実施、担当者設置を行う。
2　虐待が疑われる場合は速やかに市町村へ通報する。

第１９条（その他）
1　採用時研修及び継続研修を実施する。
2　従業者は業務上知り得た秘密を保持する。
3　退職後も秘密保持義務を負う。
4　従業者が同居家族に訪問看護を提供することはできない。
5　訪問看護記録は５年間保存する。

６　その他の重要事項は開設者と管理者の協議により定める。

附則

本規程は、令和5年12月1日から施行する。